

令和6年度ダイオキシン類常時監視等業務仕様書

1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により一般環境（大気、水質、水底の底質、土壌、地下水）及び産業廃棄物焼却施設の周辺環境（大気、水質）中のダイオキシン類による汚染の状況を把握する。

また、ダイオキシン類対策特別措置法第34条の規定による産業廃棄物焼却施設の立入検査により排出ガス中のダイオキシン類の汚染の状況を把握する。

2 委託内容

県内一般環境（大気、水質、水底の底質、土壌、地下水）、産業廃棄物焼却施設の周辺環境（大気、水質）中及び排出ガス中のダイオキシン類の濃度測定を行う。

(1) 測定物質

① ダイオキシン類対策特別措置法第2条に規定するダイオキシン類

② ダイオキシン類の結果を評価するための参考項目

（一般環境を除く大気：風向、風速、水質：SS、電気伝導度及びpH、水底の底質及び土壌：強熱減量、地下水：pH、電気伝導度、排出ガス：一酸化炭素濃度、酸素濃度、排出ガス量）

(2) 測定方法及び下限値

一般環境及び周辺環境については、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日付環境庁告示第68号）、排出ガスについてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号）第2条第1項第1号に規定する方法による。

また、一般環境及び周辺環境については、別添の検出下限及び定量下限を目安に必要な応じて分析に供する試料量等を調整するものとする。排出ガスについては評価に必要な濃度の下限を $0.1\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ とし、試料ガスにおける検出下限をその $1/30$ となるよう設定すること。

なお、ダイオキシン類の測定にあたっては、「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月14日環境庁）」（以下「指針」という。）に基づくものとする。

(3) 調査対象

ア 一般環境

調査対象は次の14地点26検体とする。大気調査の測定回数は6月、8月、11月、1月の4回、水質（河川・湖沼）調査、水底の底質調査、地下水調査、土壌調査については10月から11月の間に1回調査するものとする。

① 大気調査（4地点、各4回：16検体）

番号	調査対象市町村	調査地点
1	佐久市	佐久局（佐久合同庁舎）
2	諏訪市	諏訪局（諏訪合同庁舎）
3	大町市	大町局（大町合同庁舎）
4	中野市	中野局（中野庁舎）

② 水質（河川・湖沼）調査（3地点、各1回：3検体）

番号	調査対象市町村	河川・湖沼名	調査地点
1	飯田市	松川	永代橋
2	小谷村	姫川	宮本橋
3	諏訪市・岡谷市・下諏訪町	諏訪湖	湖心

③ 水底の底質調査（3地点、各1回：3検体）

番号	調査対象市町村	河川・湖沼名	調査地点
1	飯田市	松川	永代橋
2	小谷村	姫川	宮本橋
3	諏訪市・岡谷市・下諏訪町	諏訪湖	湖心

（注）試料採取は水質（河川・湖沼）の試料採取に併せて実施すること。

④ 地下水調査（2地点、各1回：2検体）

番号	調査対象市町村	調査対象井戸	井戸用途
1	佐久市	市民交流ひろば（佐久市佐久平駅南 4-3）	その他
2	上田市	上田高校（上田市大手 1-4-32）	その他

⑤ 土壌調査（2地点、各1回：2検体）

番号	調査対象市町村	調査地点
1	岡谷市	成田公園（岡谷市成田町 1-7）
2	中野市	中野立志館高校（中野市三好町 2-1-53）

イ 周辺環境及び排出ガス

調査対象は次の10地点10検体とする。

周辺環境（大気、水質）について、大気調査については、5月から6月の間に1回、水質（河川）調査については、6月から8月の間に1回調査するものとする。

排出ガスについては、6月から11月の間に実施するものとする。ただし、産業廃棄物焼却施設の事業者には事前通告せず実施することから、実施の可否は計画日に現地に立入した時点で判明する。そのため、対象施設の稼働状況によって計画日に実施できない場合も想定されることから、予め予備日を確保するものとする。（直近3カ年の計画日における実施率は7割程度である。）

また、施設の稼働状況により調査ができない施設については委託者の指示により別の施設について実施するものとする。

① 大気調査（3地点、各1回：3検体）

番号	調査地区	調査地点	調査時期
1	中野市豊津・厚貝地区	飯綱神社	5月～6月
2		笠倉公会堂	
3		長丘街区公園	

(注) 同一地区の調査地点は同一期間で実施すること。

② 水質（河川）調査（3地点、各1回：3検体）

番号	調査対象市町村	河川名	調査時期
1	上田市生田	堀田沢川 1	7月～8月
2		堀田沢川 2	
3	千曲市桑原	柳沢川	6月～7月

(注) 同一調査対象市町村の調査地点は同一日で実施すること。

③ 排出ガス調査（4施設、各1回：4検体）

番号	産業廃棄物焼却施設の所在市町村	焼却能力(kg/h)
1	上田市	1,000
2	松川町	1,500
3	中野市	550
4	中野市	2,000

(4) 採取

採取は原則受託者が行なうものとする。ただし、下請負契約等により試料採取を令和5年度の環境省のダイオキシン類請負調査（一般環境大気、公共用水域水質、地下水質、土壌、底質）の受注資格又は特定計量証明事業者認定制度による認定（環境大気、環境水、土壌、底質）を有する者（令和6年度を有効期間に含む者に限る。）に委託する場合で、水大気環境課があらかじめこれを承諾した場合はこの限りでな

いものとする。なお、採取機材、設置等に係る費用は受託者の負担とし、大気調査に係る電源は委託者が供与するが、排出ガスの採取は受託者が用意した自家発電機及び燃料を使用して実施する。

試料採取にあたり必要となる法令等に基づく許認可や届出等の必要な手続きは受託者が行う。

大気調査の各採取期間中に最低1回は点検を行なうものとする。

また、採取日の天候等により通常の状態の採取ができないと見込まれる場合は水大気環境課と協議のうえ日程を変更して対応しなければならない。

(5) 異常値の扱い

環境基準値、排出基準値を超過する値が検出された場合は、直ちに水大気環境課に速報値として報告し協議するとともに必要に応じ再度の採取、測定を行うものとする。

環境基準値に近い値が検出された場合も同様とする。

採取日の天候等により通常の状態の採取ができない状態で(4)の協議をせず採取を行った場合には再度の採取、測定に必要な費用は受託者の負担とする。

(6) 二重測定、トラベルブランク

一般環境に係る二重測定は大気調査について、1地点1回及び水底の底質1地点で行い、周辺環境及び排出ガスについては、二重測定及びトラベルブランクを排出ガスの調査の1地点で行うものとし、実施箇所については委託者と協議の上決定する。

(7) 査察等

委託者は、試料採取への立会い、事業場への立入、関係帳簿類等の提示を予告なしに求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

受託者が不適切な試料採取、分析を行なっていると認められる場合は文書で改善又は再検査を指導するものとし、受託者はこれに誠実に対応するものとする。この場合の再分析等に必要な費用は受託者の負担とする。

ただし、契約違反と認められる事案が生じたときは契約の一部又は全部を解除する。

3 主任技術者

受託者は指針に規定する技術管理者を本委託業務における主任技術者として受託者へ届け出るものとする。

4 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、以下(1)から(5)の書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務着手書
- (2) 主任技術者届
- (3) 工程届
- (4) 業務完了届
- (5) 請求書

5 打合せ等

受託者は、委託業務の遂行にあたっては、指針に規定する品質保証・品質管理計画書又はこれに準ずる文書を作成・提出のうえ委託者と十分に打合せを行うものとする。

また、打合せの内容はその都度記録にとどめることとする。

6 結果の報告

一般環境については、測定結果の判明後 60 日後までに速報として提出すること。

周辺環境及び排出ガスの調査結果の報告は、調査検体毎に調査実施日より 60 日後までに計量証明書、試料採取記録、現場写真を 2 部提出すること。

7 成果品の提出

令和 7 年 3 月 14 日までに調査工程の写真を含めた調査結果の報告書、指針に規定する品質保証・品質管理結果報告書又はこれに準ずる報告書を提出するものとする。

なお、調査結果の報告にあたっては、原案を作成し、事前に委託者と内容について協議を行い、承諾後 2 部提出するものとする。

8 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで。

9 その他

一般環境の大気調査における風向、風速のデータについては、最寄りの大気常時監視局のデータを使用するものとする。周辺環境の大気調査における風向、風速は地区毎に 1 調査地点で実施すること。

また、調査結果をダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 2 項の規定による環境大臣への報告のための電子データを別途指示する方法により作成すること。

なお、受託者は、本仕様書に定めがない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

別添

ダイオキシン類調査業務における検出下限及び定量下限

検出下限

	環境大気 (pg/m ³)	水質 (pg/L)	底質 (pg/g)	土壌 (pg/g)
TeCDD、TeCDF	0.003	0.01	0.3	0.3
PeCDD、PeCDF	0.003	0.01	0.3	0.3
HxCDD、HxCDF	0.007	0.02	0.6	0.6
HpCDD、HpCDF	0.007	0.02	0.6	0.6
OCDD、OCDF	0.01	0.03	1	1
Co-PCBs	0.007	0.02	0.6	0.6

定量下限

	環境大気 (pg/m ³)	水質 (pg/L)	底質 (pg/g)	土壌 (pg/g)
TeCDD、TeCDF	0.01	0.03	1	1
PeCDD、PeCDF	0.01	0.03	1	1
HxCDD、HxCDF	0.02	0.06	2	2
HpCDD、HpCDF	0.02	0.06	2	2
OCDD、OCDF	0.04	0.09	4	4
Co-PCBs	0.02	0.06	2	2